

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第十二号

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年十二月二十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業財務規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「管理規程第二号」の下に「。以下「組織規程」という。」を加え、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 診療所 組織規程に基づく岩槻診療所をいう。

第四条第一項中「病院」の下に「及び診療所」を加え、第二項の表に次のように加える。

診療所の主幹	金銭の収納 物品の出納及び保管（他の企業出納員のつかさどる事務を除く。）	同
岩槻診療所長	診療用の薬品の出納及び保管	同

第十一条第二項中「第七号」を「第八号」に、「第十号」を「第十一号」に改め、第三項中「第十一号」を「第十二号」に改め、第四項中「第八号、第九号、第十二号及び第十四号」を「第九号、第十号、第十三号、第十五号及び第十七号」に、「第八号及び第九号」を「第九号、第十号及び第十七号」に改め、第五項中「第十三号」を「第十四号」に改め、「帳簿を」の下に「、診療所の企業出納員は第一項第十四号及び第十七号の帳簿を」を加える。

第二十五条第一項及び第二項中「又は管理部長」を「、管理部長又は主幹」に改め、第一項に次のただし書を加える。

ただし、駐車場料金その他管理者が指定した収入については、領収書を交付しないものとする。

第二十六条第一項及び第三項中「管理部長」の下に「又は主幹」を加え、第二項中「又は管理部長」を「、管理部長又は主幹」に改める。

第二十七条第三項及び第四項中「管理部長」の下に「又は主幹」を加える。

第七十一条中「おいて同じ。」の下に「及び診療所の企業出納員」を加える。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成二十八年十二月二十七日から施行する。